

研修名	食育アレルギー対応 令和元年7月24日(水) 13:30~16:00
講演	「アレルギー疾患の理解」 「食物アレルギーのある子どもへの対応」
講師	国立大学法人上越教育大学大学院 野口 孝則 氏

## 1 講演要旨

### 1) 保育所におけるアレルギー対応の基本

アレルギー疾患とは

アレルギー疾患をわかりやすい言葉に置き換えて言えば、本来なら反応しなくてもよい無害なものに対する過剰な免疫反応ととらえることができる。小児の場合、どれか一つを発症するリスクは少なく、複数の疾患を合併していることが多い。

### 2) 保育所における基本的なアレルギー対応

#### ① 基本原則

- ・ 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的（アレルギー対応組織委員会を設ける等）に対応する
- ・ 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する
- ・ 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る
- ・ 食物アレルギー対応においては安全・安心の確保を優先する

#### ② 生活管理指導表の活用

生活管理指導表の活用の流れ

アレルギー疾患を有する子どもの把握→保護者へ生活管理指導表の配布→医師による生活管理指導表の記入→保護者との面談→保育所内職員による共通理解→対応の見直し

#### ③ 主な疾患の特徴と保育所における対応の基本

保育所における「食物アレルギー・アナフィラキシー」対応の基本

食物アレルギーを有する子どもへの食対応については、安全への配慮を重視し、できるだけ単純化し、「完全除去」か「解除」の両極で対応を開始することが望ましい。

- ・ 保育所における「食物アレルギー・アナフィラキシー」対応の基本  
食物アレルギーを有する子どもへの食対応については、安全への配慮を重視し、できるだけ単純化し、「完全除去」か「解除」の両極で対応を開始することが望ましい。
- ・ 保育所における「気管支ぜん息」対応の基本：アレルゲンを減らすための環境整備が極めて重要。特に寝具の使用に関して留意する必要がある。
- ・ 保育所における「アトピー性皮膚炎」対応の基本：皮膚への負担を軽減する配慮が必要。

### 3) 緊急時の対応（アナフィラキシーが起こったとき（エピペン®）の使用）

#### ① 緊急性の高い症状

- ・ 呼吸器系の症状→くしゃみが止まらない、ゼーゼーする呼吸
- ・ 全身の症状→唇や爪が青白い、ぐったりしている、尿や便を漏らす

### 4) アレルギー疾患対策の実施体制

記録の重要性（事故防止の取り組み）

アレルギー対応の実施状況を日々確認、記録しヒヤリ・ハットや事故の有無とともにアレルギー情報としてまとめ、記録に基づいた対応を行い、共通理解を深めることが重要。

保育所における各職員の役割

#### ① 保育士

- ・ 子どもの日常の健康状態や生活上の配慮に関する、保護者との情報共有
- ・ 子どもの疾患状況や家庭での対応状況等に関する、関係職員との情報を共有
- ・ 体調不良等が疑われる場合、速やかに施設長へ報告し、対応を協議する 等

#### ② 調理担当者

- ・ 保育士と連携し、調理室から保育室（子ども）までの安全な配膳手順等の共有

→子どもの口に入るまで調理担当が責任を持つ

#### ③ 看護師

- ・ 医療関係者等の意見やアレルギー疾患の治療に関する最新の知見を、施設内の他の職員や保護者に正しく、かつ、分かりやすく伝え、保育所全体の共通認識としていく

#### ④ 栄養士

食物アレルギー対応の原則に基づいて献立を作成し、専門性を生かした栄養管理を行う。

- ・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」が2019年に改訂。「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」の内容に近づいた。内容としては医師の診断後に保護者を通して除去対応の方向性を決定していたが、保護者を通さず医師による指示書に沿って除去を行うという旨。

## 2 感想

日々多様な食物アレルギーの対応を行う中で、保育現場と厨房の連携も複雑になり情報共有の難しさを感じていました。今回の研修で「子どもの口に入るまで調理担当が責任を持つ」という心構えを学び、丁寧な連携を図ることの重要性を再確認しました。

また、ガイドラインが改定されたことを、自園のマニュアルと照らし合わせて確認する必要があるとも感じました。

今回の研修で学んだことを、職員会議等で周知し、食の安全の向上につなげたいです。

（記録 社会福祉法人宇治福祉園 Hana 花保育園 遠藤 夢月）